

午後一時 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六議案第百五号 福生市児童手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し直ちに本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉事務所長 森田 猛君登壇）

○福祉事務所長（森田 猛君） 議案第百五号 福生市児童手当条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

この条例の改正の要点でございますが、この児童手当制度の一層の充実をはかるため、まず手当額を引き上げるわけでございます。第五条をござんいただきますとおわかりになります。一般手当三千円が特別手当と名称は変わっておりますが四千元、遺児手当二千円が育成手当として三千円というふうになっておりますが、この手当額を引き上げることと、それから昭和四十七年一月に施行されました国の児童手当制度が三年度にわたる段階的な実施を終了しまして、本年四月から平年度化されたこと

福生市議会

に伴いまして、国の制度と市の制度との調整をいたすものでございます。

題名の改正でございますが、国の制度の平年度化に伴いまして、市の制度は父または母が欠ける状態にある児童の手当が中心となります。そこでこの

手当の名称を見童育成手当として国の制度との区分を明確にしたということでございます。それから次の手当の種類面につきましては、従来の一般

手当に該当してございました児童が、国の制度の該当となりましたことによりまして変更したということなどで、特別手当、障害手当及び育成手当と変更をいたすものでございます。手当の額につきましては先ほど申しあげました

が、第五条にございますように、特別手当が四千元、育成手当が三千円とそれぞれ引き上げ、従来は加算制度をとってございましたが、それぞれ単純併給に改めようとするものでございます。本案改正に伴いまして字句の修正等所要の改正を行うものでございます。なおこの改正条例につき

ましては本年の十月一日から施行したいと存じております。

非常に雑ばくな説明でございますが、本案慎重に審議の上、原案に可決くださるようお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○三番(小林才治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百五号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。 ただいま三番小林才治君

から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。 よって議案第百五

号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第七議案第百六号福生市老人福祉手当条

福生市議会

例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し直ちに本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 森田 猛君登壇)

○福祉事務所長(森田 猛君) 議案第百六号福生市老人福祉手当条

例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

この条例はいわゆる六ヵ月以上の寝たきり老人に対する手当てでございます。 これもやはり五千円を七千五百円に改めようとするものでございます。 なおこの条例の施行につきましては本年の十月一日以降の分から引き上げたいと思います。

簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

慎重ご審議の上、原案ご決定くださるようお願いいたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○三番(小林才治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百六号については厚生委員
会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま三番小林才治

君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せ
しめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百六号
は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 次に日程第八及び日程第九は関連がありますの
で一括して議題といたします。

日程第八議案第百七号福生市重度心身障害者福祉手当条例
日程第九議案第百八号福生市心身障害者福祉手当条例
以上二議案を一括して議題といたします。

朗読を省略し直ちに提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 木村 猛君 登壇)

○福祉事務所長(木村 猛君) ご指名によりまして議案第百七号福生市
重度心身障害者福祉手当条例並びに議案第百八号福生市心身障
害者福祉手当条例につきまして説明申し上げます。

本条例につきましては、本年四月から東京都が重度の方に対し財
源を全額負担いたしまして支給するようになるわけでございます。これ
に伴いまして従来よりございました福生市重度心身障害者福祉手当
条例の全文を廃止いたしまして、新しく提案した次第でございます。

なお名称でございますか、一応東京都の負担となるべきものが心障の場合
一級及び二級、精薄の場合に一度から三度までと重度をとっておりますの
で、重度という名称をつけまして別にしたわけでございます。福生市の
場合は従来身障の場合三級まででございましたが、これを四級まで上げた
ことによりまして、この重度という字句をとりまして福生市心身障害者福
祉手当条例とするわけでございます。

それではまず最初に議案第百七号福生市重度心身障害者福祉手

当条例につきまして概要をご説明申しあげます。

この制度の目的でございますが、在宅の心身障害のある方々に対し
しまして月額五千円の手当を差し上げ、その精神的経済的な負担の軽
減を少しでもはかうとするものでございます。支給要件といたしまして

は身体障害二級以上の方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方と精
神障害の程度が中度以上の方を想定しています。また児童育成手当中

障害の手当の受給者及び市規則で定める施設に入所中の方につきま
しては、公費による援護がはかられている観点から支給対象から除外
をさせていただいております。なお市としての考えは、都では所得制限

それから老人福祉手当等の併給は認めてございせんか、これらの方々
に対しましては市の負担として支給したいという考えでございます。な

おこの条例はやはり十月一日から施行したいという考えでございます。

次に議案第百八号福生市心身障害者福祉手当条例でございます
が、本制度は市独自の政策でございまして、議案第百七号の該当者
に対しては月額二千円、これはいわゆる重度の方でございまして一級、二級、
三級の方、精薄の場合は三度までの方、それから脳性麻痺または進

行性筋萎縮症の方には二千円を支給するわけでございまして、したかゝるこ
の方は月額七千円に相なるわけでございます。それからさらに身体障害

者三級までの方は現在の条例と同じく三千円でございます。それから新

しく四級の方に月額二千円を支給しようという考えでございます。なお

この条例につきましても児童育成手当の受給者、それから市規則で定

める施設に入所中の方に対しましては、やはり重度と同じように公費によ

る援護がはかられておりますので除外させていただきたいと思っております。

なお本条例につきましても十月一日から施行したいと考えて
おります。

以上雑はくでございますが説明を終わらせていただきます。

なお本件につきましても慎重に審議の上、原案ご可決くださるよう

お願いいたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二議案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○三番（小林才治君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七号及び議案第百八号についてはともに厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

おはかりいたします。

ただいま三番小林才治君

から所定の賛成者を得て、本二議案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第百七号

及び議案第百八号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）

日程第十議案第百九号福生市災害弔慰金の

支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例を議題といたします。

朗読を省略し直ちに本案について提案理由の説明を求めます。

福生市議会

（福祉事務所長 森田 猛君登壇）

○福祉事務所長（森田 猛君）

ご指名によりまして議案第百九号福生

市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例につきましてご説明を申しあげます。

現在、暴風、洪水、地震等の自然災害に対する災害対策につきましても、災害対策基本法、災害救助法等各種法律に基づきまして対策が講じられていますが、自然災害による個人の救済措置については不十分でございます。今般制定され実施されることとなった災害弔

慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律は長年国会においても検討されてきたものであります。本法律は昭和四十七年六月発足した市町村災害弔慰金補助制度をさらに推進し、加えて災害援護資金の貸付けの道を開いたもので、従来の防災及び災害救助の諸施策に加えて、被災者に対する新たな救済制度でございます。それでは条例の内容につきまして説明申しあげます。

この条例の二本の柱の一つでございます災害弔慰金の支給についてでございますが、市は政令で定める災害によって死亡した市民の遺族に対し



五十万円の災害弔慰金を支給し、費用の負担は国の二分の一、都と市がそれぞれ四分の一ずつということになっております。もう一本の柱でございます災害援護資金の貸付けでございますが、これは市の区域に災害救助法が発令されるべき被害の発生する災害その他の災害により、世帯主が療養一ヶ月以上の負傷をし、あるいは住居、家財が政令で定める相当程度の損害を受けた世帯のうち、その所得が政令で定める一定額未満の世帯の世帯主に対しまして、生活の立て直しに資するため五十万円を限度といたしまして、本条例の十条に記載してございますように貸付けしようとするものでございます。なお貸付け金の返済については据置期間を含めまして十年といたし、金利は据置期間中は無利子といたすわけでございます。据置期間の経過後は年利三％としたいと存しております。なおこの条例につきましても公布の日から施行したいと思っております。

以上簡単でございますが概要をご説明申しあげました。
慎重ご審議の上、原案決定くださるようお願いいたしまして終わりといたします。



○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○三番（小林才治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま三番小林才治君

から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百

九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十一議案第百十号 福生市下水道事業
受益者負担に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し直ちに本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長 齊藤多市君登壇)

○下水道課長(齊藤多市君) ご指名によりまして議案第百十号 福生
市下水道事業受益者負担に関する条例につきまして提案理由とその
内容についてご説明申しあげます。

最初に本定例会に上程するまでの経過について若干報告をいたし
ますと、昨年の五月下水道課の発足以来検討を重ねてきたわけです
が、市民には広報「ふっさ」でPRする一方、本年三月から議会、全員
協議会、建設委員会をはじめ、都市計画審議会、町会長協議会、
農業委員会等を経て四月に市内十回以上、さらに六月に四回以上に
わたり一般市民への説明会を実施してきた結果、おおむね市民のご理
解をいただけたものと思えます。ご承知のように下水道は近代都市の
根幹的な施設であり、市民が健康で快適な生活を営むためにも欠
かす^{こと}のできない生活環境施設としてすでに本年二月に事業に着手



巻字押入

したわけですが、下水道整備を計画的に早期に推進し、安定した
財源確保をはかるため本条例を提出する次第でございます。

それでは条例の内容に入らせていただきますが、この条例の要点は第一
点に受益者の定義を定めてございます。第二点は負担金の額を定
めてございまして、第三点はその徴収方法を定めてございます。

第一条は目的でございまして、都市計画法第七十五条に基づく受
益者負担金の賦課徴収について必要な事項を定めております。第
二条では受益者の定義を定めてございまして、原則的には受益者は
下水道計画区域内に土地を所有している方々をいいます。ただし地
上権者、賃借人等加いる場合は、その者が受益者となるように定め
てございます。それから二項では区画整理区域内の土地については仮換
地が行われた場合には必要に応じて換地処分が行われたとみなす規定
でございまして、第三条では排水区域の公告を定めてございまして、第
一期の事業認可区域の場合には面積が百三十一ヘクタールとなっております
わけでございます。第四条は負担金の総額でございまして、第一期
の区域では負担金の総額は二億三千九百万円となっております。第五

条は受益者の負担金の額を定めてございますが、現在の予定額で算出したしますと、一平方メートル当たり百八十二円となるわけでございます。ちなみに約五十坪の土地をお持ちになっておりますと、受益者負担金は三万三千円となるわけでございます。第六条は単位負担金の予定額の公告。第七条は賦課対象区域の決定等でございます。第八条は負担金の賦課及び徴収について定めてございまして、第二項におきましては三年を経過したものは賦課すること加できない旨を定めてございます。第三項は負担金を定めたときは負担金の額、納付期日を各受益者に通知する旨を定めてございます。第四項ではこの負担金を五年に分轄して納付するように定めてございます。なお受益者が一括納付した場合には報奨金制度を設けてございます。第九条は負担金の徴収猶予でございまして、田畑、山林、あるいは災害盗難、市税減免者、生活困窮者等には徴収猶予する旨を定めてございます。第十条は負担金の減免でございまして、公の生活扶助を受けている受益者、またこれに準ずる特別の事情のあると認められる受益者、墓地、国鉄、民間鉄道の踏み切り道、駅前広場、自治

会等の所有、または使用する集会所の敷地、公共性のあると認められる私道は一〇〇％、神社、仏閣等の境内地、私立保育園等は七五％の減免をするということでございます。第十一条は事業が終了したときはこれを告示するというようなことでございます。第十二条は負担金の精算でございまして、第一項では当初予定した負担金に差がある場合はこれを追徴または還付すること加できる旨を規定しております。第二項では確定金額が予定しました額をこえた場合においては、市長が必要ないと認めたときはこれを精算しないこと加できる旨を定めてございます。第三項はその公告でございまして、第十三条では受益者の変更があった場合には受益者となった者は従前の地位を引き継ぐ旨を定めてございます。第十四条は延滞金の徴収について定めてございまして、都市計画法第七十五条第四項に基づいて、年二・五％の割合で徴収する旨を定めてございます。第十五条はこれを市規則で定めようとするものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。第二項につきましては四十八年度に工事を施工いたしました牛浜周辺についてもこの条

例を適用しようとするものです。

以上たいへん雑ばくな説明でしたが、慎重ご審議の上ご決定賜
りますようお願い申しあげまして説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十番（松山 清君） 何点か質疑をいたします。

第十二条で、精算で追徴することができるといふふうになっているわ
けですけれども、当初の予定よりも大幅に工事の予算が使われてい
ることは明らかだと思ふんですが、そういう場合においても現行の
先ほど説明がありました一平方メートル当たり百八十二円でいくのかどう
かお聞きします。

それから第九条の負担金の猶予の問題ですが、青梅等でもいろ
いろ問題になっているように聞いたのですが、福生には山林は非常に少な
いと思いますが、そういうところについてはどういふふうに考えているのか
お聞きしたいと思います。

それから肝心なことなんですが、公共下水道そのものについて早

期に実現するということは私も大賛成であります。しかし問題

はやはりこの受益者負担ということが各地で問題になっておりますし、
福生でもやはり大きな問題ではないかと思ふわけであります。一坪

六百円に近い受益者負担金になるわけですが、課長の説明でも早
期に安定した公共下水道事業をやるためにということですが、第一
条では都市計画法第七十五条の規定に基づく受益者負担金とい
うことをいっているわけです。都市計画法第七十五条の規定というの

は、国、都道府県または市町村は、都市計画事業によって著しく
利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当
該事業に要する費用の一部を利益を受ける者に——と、著しく利
益を受けるものというふうに規定している。しかしそういう説明は全
然なかったわけです。そういう点で非常に矛盾しているのではないか

と思ふのです。結局せんじ詰めていけば、公共下水道事業の実施
に伴う受益者負担金制度の採用についてということ、昭和四十年
の建設省都市局長それから自治省財政局長の通達かいつてみれば
事実上の基本になっているというふうに考えられるわけです。この通

達というのは何もこれを守れとかいうことは全くないわけであり、公共下水道というのはいつてみれば市民全部が恩恵を受けるわけですし、そういう点で受益者負担金をとらないでやるのが妥当ではないかと考えるわけです。そういう点について詳しくご説明を願います。

○下水道課長（斎藤多市君） 自席からご答弁申しあげます。

最初に第十二条の負担金の精算の件でございますが、その二項、三項にもありますように、市長が必要がないと認めたときは前項の規定による精算をしないことができる——というような規定もございます。ちなみに各市の状況を聞いてみますと、各市とも当初予定額で告示したものをそのまま徴収しておりまして、追徴というものは現在のところ東京都下ではとった市はございませんので、福生市におきましても大体同じような点で進みたいというふうに事務局では考えておるわけでございます。

第二番目の質問の第九条の徴収猶予の中での山林あるいは田地等の問題でございますが、これにつきましても田畑、山林等につきましては徴収猶予をできる旨が定めてございまして、一応宅地化するまで

の間は徴収猶予することができるといような形をとっておりますので、たとえばかけ地等におきましては永年宅地化はされないものと思っております。そのような土地についてはあるいは免除というような形になろうかと思

います。第三点の受益者負担金の問題につきましてはご指摘のとおりございともな点があるわけでございますが、何ぶんにも財政難ということでございます。当然先ほどの建設省通達にもありますように、受益者負担金をとっている市を優先して補助金をつけるというような通達もきておりますので、これも各市になら行っているわけでございまして、第七十五条の負担の公平というような問題にもからんでくるわけでございますが、福生市の場合には確かにご指摘のように全域が市街化区域の適用区域でございますので、著しく利益を受けるとい

方はあるいはないかもしれませんが、そのような通達を一応ご了解願います。して本案を賛成願いたいと思います。

○十番（松山清君） 課長は課長の立場で説明されておりますのでそれは一つの方法だと思うのですが、この「公共下水道事業の実施に伴う受